

スイスの出生動向と家族政策

原俊彦*

Fertility Development and Family Policy in Switzerland

Toshihiko HARA

* 国際文化学部 コミュニケーション専攻

Abstract

This paper focuses on the fertility development and family policy in the Swiss Confederation. This is a part of the research project, a comparative study of low fertility and family policy in developed countries (the research grant for Policy Sciences Promotion Project by the Japanese Ministry for Health and Welfare No.10100101). The purpose of this three-year research project is to clarify the trends and determinants of fertility, and the policy responses to low fertility and their effects in developed societies, and to explore the policy implications for Japan. The study will focus on a couple of developed countries each year and compare these countries' studies at the end of the third year to synthesize the results to provide scientific basis for policy proposals.

Reviewing the research reports of Swiss Federal Statistical Office (SFSO) and using the statistical data of Council of Europe (CD-ROM: 2001), we analyzed 1) Trends and determinants of attitudes and behaviors regarding fertility and the family, 2) Family policy measures to cope with changes in fertility and the family and their effects

The important findings are:

1. In Switzerland, like Germany and Austria, the social norm for making small families established before World War II shaped the basic trend of the fertility decline after the postwar baby boom and caused the continuous postponement of marriage and the first child bearing. In the case of Switzerland, however, the continuity of the basic trend of the fertility decline in the long term is more observable than the other German speaking countries, supposedly, because of neutral position of this country during the World War II. It shows there was another baby boom from 1940 to 1950 in Switzerland.

2. The low extra-marital births ratio, the limited spreading of cohabitation, the female labor participation pattern with remaining the so called 'M form' and the high part-time job ratio among married women in Switzerland indicate the conservative attitudes for marriage and child bearing.

3. In Switzerland, it has kept the tradition of liberalism and direct democracy based on Canton federalisms. This canton's dominance with different ethnic compositions and weakness of federal state delays implementation of federal laws and the developments of institutions for family policy. Thus it is difficult to observe any impact of family policy measures on fertility.

はじめに

わが国の合計特殊出生率（女性が生涯に生む子供数の理論値）は、2001年に1.33まで低下し、2002年に発表された国立社会保障・人口問題研究所の新人口推計（日本の将来推計人口）においても、将来の出生力水準の仮定値が大幅に修正されるなど、少子化の影響が懸念されている。

このため、政府も「急速な少子化の進行は、社会保障をはじめとして社会経済全体に重大な影響を及ぼす」との認識を表明し、新たな少子化対策の検討を開始した（JOICFP 2002）。一方、少子化は、日本のみではなく広く先進諸国に共通する現象であり、また北欧諸国やフランスなどでは、近年、回復傾向も現れており、その原因究明や対策立案にあたり、国際比較的視点からの研究が不可欠であることは論を待たない。

本研究も、1999年度から2001年度にかけ厚生省科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）を受け行われた「先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究」プロジェクトの一部をなすものであり、日本を含めた超低出生力状態にある先進地域の、出生・家族動向と、その背景、これに対する家族政策について、各国の研究機関の協力を得て報告書・論文・データを収集・分析・比較し、わが国における少子化対策の参考に資することを目的としている。

本稿では、この研究プロジェクトにおいて筆者が担当したドイツ・オランダ語圏のうち、スイスを取り上げ、出生・婚姻・世帯・女性の就業動向や家族政策を分析し、その特徴と問題点について考察する。

スイスの合計特殊出生率も1964年の2.68をピークに年々減少を続け、2000年現在1.50（Council of Europe 2001）と、前稿で取り上げたドイツやオ・ストリア同様（原 2000b・2001b）、1978年以降、長期にわたり低水準で推移している。一方、スイスは永世中立国としての長い歴史や自由主義的伝統、独自の（カントンに基づく）連邦制や直接民主主義、また地域ごとに異なる民族性など、ドイツ・オランダ語圏の中でも特異な性格を有しており、他の国々とは家族政策的対応も大きく異なり、比較対照として極めて興味深い事例と思われる。しかし、現在までのところ日本語文献は皆無に等しく、その動向についての詳細な紹介が待たれており、本稿がその一助となればと考えている。

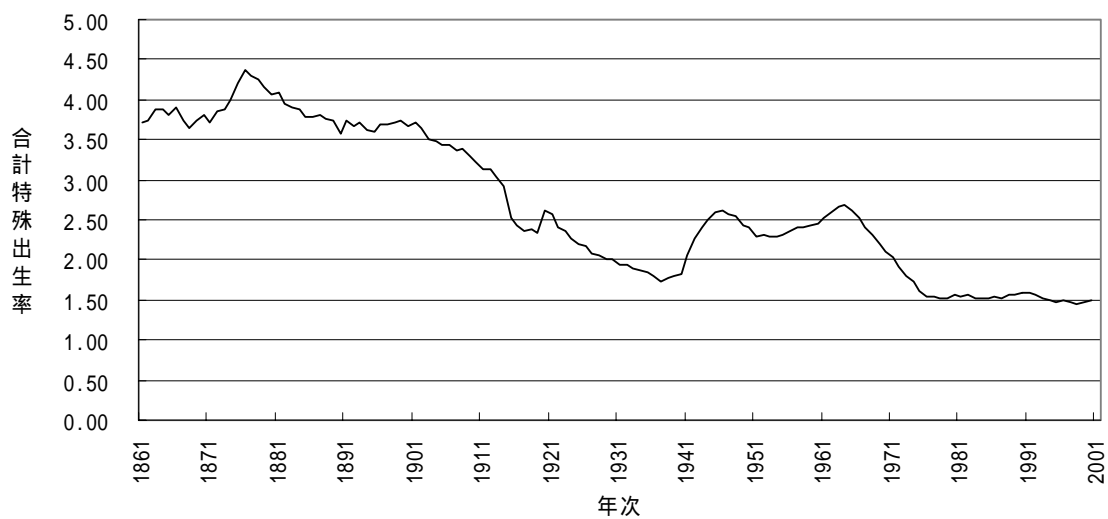
なお本稿の内容は、同研究プロジェクトの初年度報告書（原 2000a）に掲載されたものに大幅な加筆・修正・考察を加え論文化したものであるが、なお重複する部分もあることを予めお断りしておく。

1. 出生・家族動向・社会経済環境の変化

1.1 出生動向

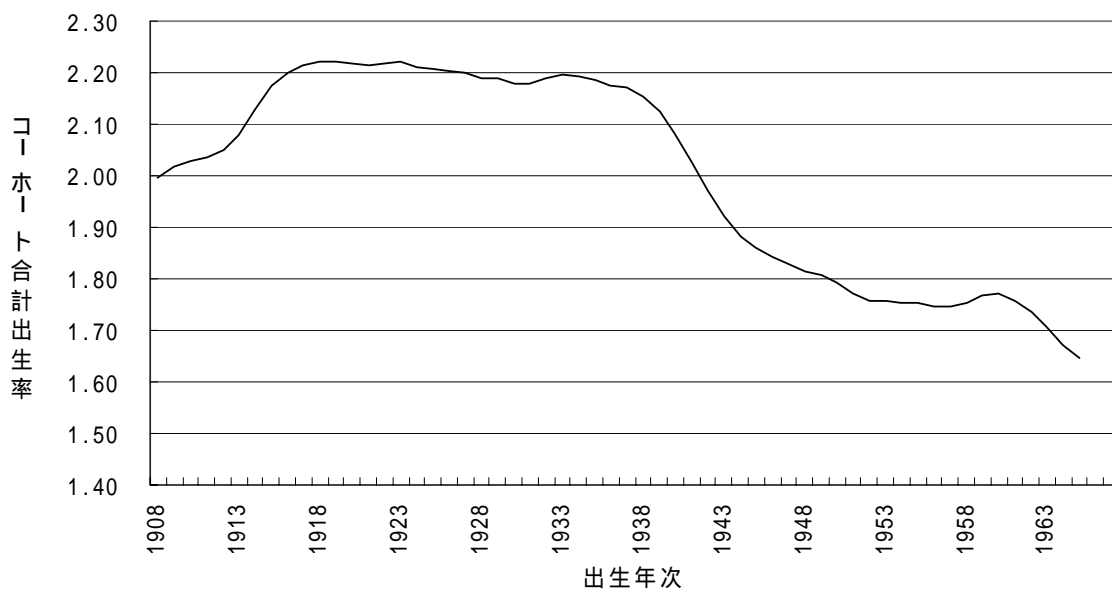
（1）合計特殊出生率の推移

スイスの出生力は、すでに19世紀中頃から低下し始め、1人の女性が一生の間に産む子供の数の指標となる合計特殊出生率も1875年の4.4人をピークに1937年の1.74人ま



出典：1986年 - 1996年まで Calot 1998, 1997年 - 2000年まではCouncil of Europe 2001 より作成。

図1 合計特殊出生率の長期推移 1986年 - 2000年



出典：1908年 - 1956年出生まで Calot 1998, 1957年 - 1965年出生まではCouncil of Europe 2001 より作成。*いずれも推計値

図2 コホート合計出生率の推移 1908年 - 1965年出生

で減少、再生産レベル以下となり、この間にいわゆる出生力転換を完了した。しかし、その後、1938年の1.78から出生力が再び上昇に転じ、第二次大戦を挟んで終戦直後の1946年には2.62を記録し1970年代初頭まで約40年間にわたり、比較的高い水準で推移した(Calot 1998: 77)。他のドイツーオランダ語圏諸国でもナチス・ドイツへの併合にともなうベビーブームや、戦後1950年代から1960年代にかけて起きたベビーブームが観察されるが、永世中立国としてのスイスの特異性を考えると、この相似性はきわめて興味深いといえよう。

また1960年以降の動きも他のドイツーオランダ語圏諸国と類似しており、1960年の2.44人から1964年の2.68人上昇、これをピークに一転して1978年の1.51まで急速に低下した。その後は概ね1.5前後で推移したが、1990年代初めには一時1.58まで回復、93年以降は再び低下に転じ、2000年現在1.50という低い水準にある(図1)⁽¹⁾。

(2) 完結出生児数の変化

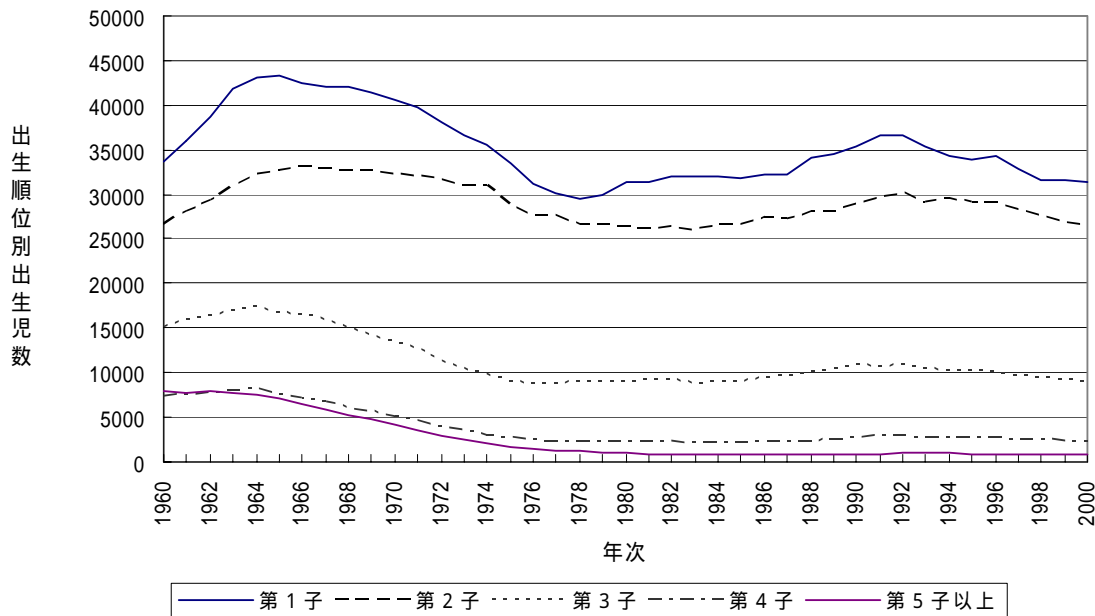
合計特殊出生率が出生力の年次変動を表すのに対し、コーホート合計出生率(CTFR)は一人の女性が出産可能期間に産んだ子供の数を示す(図2)。このコーホート合計出生率も1908年生まれの女性の2.00人から1918年生まれの2.22人まで上昇、以降1933年生まれの2.20人まで高い水準で推移しており、先に合計特殊出生率でみた戦前から戦後にかけてのベビーブームに呼応している。しかし、その後は一貫して低下を続けており、1942生まれ以降2.0人を下回り、もっとも近年の1965年生まれでは1.65人と低い水準となっている。このため人口再生産率も1964年の1.27をピークに減少を続け、1972年に1.91と2を割り、以降、低下を続け、2000年現在0.72となっている(Council of Europe 2001: CD-ROM)。

(3) 出生順位別出生・出生タイミング

このように1960年代中頃まで続いたベビーブームの後、再生産レベルを大きく下回る歴史的な出生減退が始まったが、この動きを1960年代以降の出生順位別有配偶出生児数でみる(図3)と、第5子以上がすでに1964年から減少傾向を示しているのに対し、第4子と第3子は1965年以降、第2子と第1子は1966-1967年から減少し始めており、この出生減退が、出生順位の高いグループから低いグループへと広がっていったことが確認できる。また1978年に合計特殊出生率が1.51人と戦後最低を記録した後、1990年始めの1.58へと戻る過程では、主として第1子と第2子の増加が関係していたことがわかる(他の順位では出生児数は横ばい)。

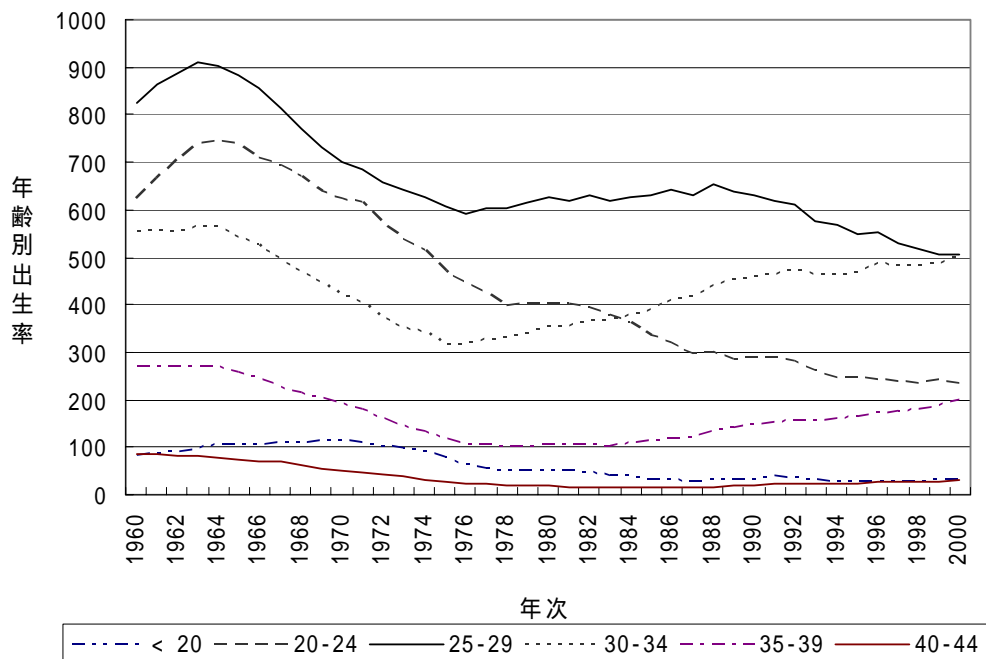
この結果、出生順位別の構成比も大きく変化し、1960年には全体の8.7%を占めていた第5子以上の出生児数は、2000年の1.2%へ、8.1%だった第4子も3.3%に後退した。一方、第3子は1960年の16.7%から1975年の11.8%まで低下したものの、その後持ち直し、2000年現在12.8%と比較的安定している。また、第2子は29.3%から1976年の39.4%まで増加したが、その後1980年代からはやや比率を下げ、2000年現在、37.9%となっている。これらに対し、第1子は1960年の37.2%からほぼ一貫して構成比を増し、2000年現在では、出生全体の44.8%を占めるようになった。

また、この動きを年齢別出生率(図4)でみると、35歳以上では、すでに1960年に出



出典：Council of Europe 2001 より作成。

図3 出生順位別有配偶出生児数 1960年・2000年



出典：Council of Europe 2001 より作成。

図4 年齢階級別出生率 1960年・2000年

生低下が始まっているのに対し、20歳から34歳では1964-65年頃から、20歳未満では、さらに遅れ1971年から出生低下が始まっている。

一方、このような出生率低下は30歳未満では現在までほぼ一貫して続いているのに対し、30歳-34歳では1976年に、また35歳-39歳では1977年に底を打ち、1984年からは、はっきりとした上昇に転じており、明らかな晩産化傾向が見られる。

実際、このような変化を反映し、この間、女子の平均出産年齢(全出生)(図5)も1960年の28.7歳から1975年の27.5歳まで低下傾向を示し、その後、上昇に転じ、2000年現在の29.8歳まで2.3歳上昇した。また、これと平行して女子の第1子平均出産年齢(図5)も1960年の26.1歳から1968年の25.3歳まで低下、しばらくこの水準に留まった後、1972年から継続的に上昇し2000年現在28.7歳となっており、晩産化が進んだことが確認できる(Council of Europe 2001: CD-ROM)。

(4) 避妊・中絶・非有配偶出生

スイスでは夫婦または同棲中の女性の70%が何らかの避妊手段を用いているが、1990年に行われた州(カントン)ごとの比較調査(対象者:20-49歳)によれば、女性のピルの利用率は30%で、他の手段より圧倒的に高く、次いで避妊リングが10%、コンドーム7%となっている。年齢別では、20歳から34歳ではピルの利用率が39%-54%と高く、これに対し避妊していない人が20%-43%、35歳から49歳ではピルの利用率は5%-20%と低く、避妊していない人の割合が42%-78%と高くなっている。

人工妊娠中絶の法的規制は1942年に制定されており、この規定によれば、妊娠12週までの、医学的、心理学的、社会的理由からの中絶が認められている。この規定に基づく合法的な中絶のコストは、健康保険から給付される。

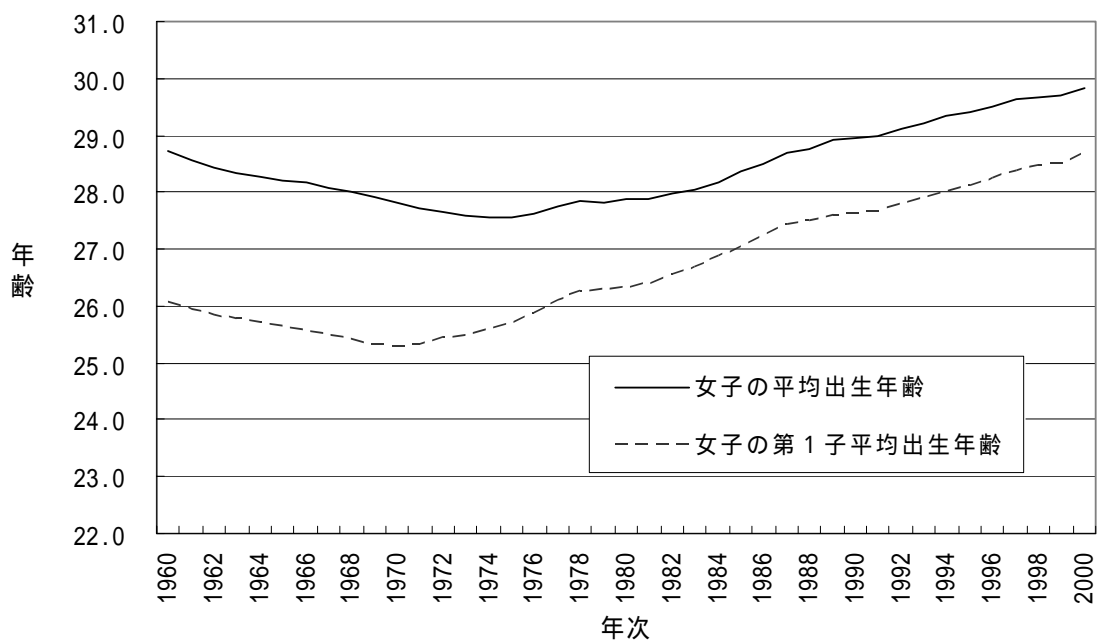
ただし、スイスでは保健衛生は各州(カントン)の管轄となっており、このため、中絶関係の規制や届け出も州ごとに異なる。たとえばチューリッヒを除く州では、医師による届け出が義務付けられているが、必ずしも完全ではない。また国外での中絶も少なからずあり、逆に国外からスイスに来て中絶するケースも多く、正確な数字は掴めない。ちなみにスイスの出生100に対する妊娠中絶率は、1970年16.3(チューリッヒを除く場合は9.8)、1980年24.2(同16.1)、1990年15.8(11.8)、1994年14.2(11.6)となっており、明らかな減少傾向を示している(Bundesamt für Statistik, 1996: 36-41)。

一方、婚外出生割合(図6)は1960年の3.8から1978年の4.1%まで、ほぼ4%以下に留まっていたが、1980年代から同棲の増加とともに高まり始め6%の水準へ、さらに1992年から再度上昇し2000年現在10.7%となっている。しかし、なおヨーロッパの他の国々と比べる極めて低い水準に留まっている(Council of Europe 2001: CD-ROM)。

1.2 婚姻・離婚

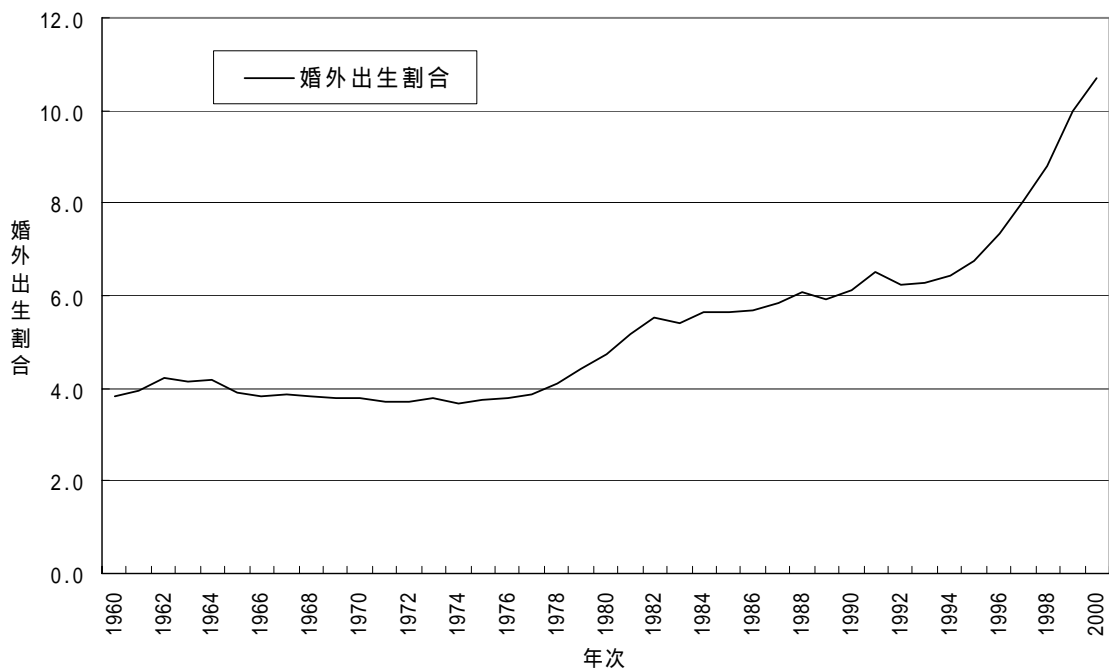
(1) 婚姻

スイスの総婚姻数は1960年の4.1万件から1969年の4.7万件までゆるやかに増加、これをピークに1976年の3.6万件まで減少した。しかし、再び増加に転じ、1991年には4.8万件を記録した後、また減少期に入り2000年現在では約4万件となっている(Council of



出典：Council of Europe 2001 より作成。

図5 女子の平均出生年齢と第1子平均出生年齢 1960年・2000年



出典：Council of Europe 2001 より作成。

図6 婚外出生割合 1960年・2000年

Europe 2001 : CD-ROM)。1980年代の婚姻数の回復傾向はベビーブーム層が結婚年齢に入ったことによるが、同時に、この時期から総婚姻数に占める初婚割合も低下し始め、1970年では10組に9組だった比率が1990年には8組に低下した (Bundesamt für Statistik 1996 : 10)。

また女子の平均初婚年齢(図7)も、1960年の24.9歳から1971年の24.1歳まで低下、その後、1973年から一貫した上昇に転じ、2000年現在では27.9歳まで上昇している。

この間、50歳までの女子の合計初婚率も、1960年の0.96から1976年の0.60まで低下、その後、1988年の0.75まで一時回復したが、再び低下し始め、2000年現在は0.64となっている (Council of Europe 2001 : CD-ROM)⁽²⁾。

ちなみに、出生コーホート別に、50歳までの女子既婚率 (proportion of ever married woman by age 50) をみると、1930年から1938年生まれの女性ではほぼ85%の水準で安定していたが、それ以降の世代では着実に低下し、もっとも若い世代である1967年生まれでは、その比率は75%となり、女性のほぼ4人に1人は、50歳まで非婚のままに留まっている (Council of Europe 2001 : CD-ROM)。

(2) 離婚

婚姻件数の増減に対し、離婚件数の方は1960年の0.47万件から1999年の2.08万件まで一貫して増加を続けていたが、離婚法改正の影響から2000年には1.05万件に半減。この間、合計離婚率(図7)も1960年の0.12から1999年の0.50まで上昇、とりわけ1965年以降はほぼ線形的な増加傾向を示しているが、やはり2000年には0.26へと急減した (Council of Europe 2001 : CD-ROM)。

2000年1月から施行された新離婚法は、1912年に成立した旧離婚法を全面改正したもので、それまでの有責主義から破綻主義 (非有責主義 Verschuldungsunabhängige Scheidung) への移行や、女性や子供に関する離婚後の経済的地位の改善などが主な内容となっている (Confoederatio Helvetica 2002)。

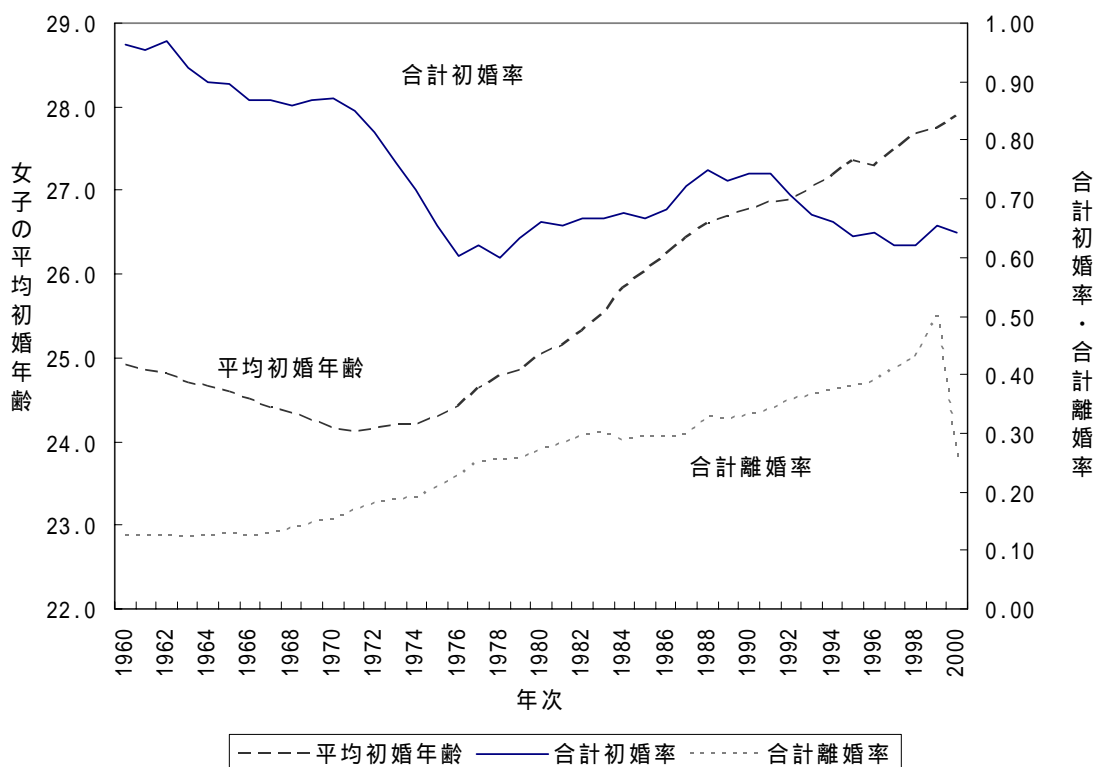
1.3 世帯・家族構造の変化

(1) 世帯

スイスの一般世帯数は、1980年から1990年の284万世帯まで10年間で16.0%増加した。一般世帯数のうち、多人数世帯は10.5%増加し92万世帯、単独世帯は29.6%増加し92万世帯となった。

多人数世帯のうち、家族世帯は183万世帯で12%の増加、これに対し、非家族世帯は9.4万世帯で12.8%の減少となった。

このような家族世帯数の増加は、有子の夫婦世帯 (-0.8%、89.3万世帯) によるものではなく、夫婦のみ世帯 (+17.9%、63.5万世帯)、母子父子世帯 (+16.6%、14.5万世帯)、無子同棲世帯 (+153.1%、12.1万世帯)、有子同棲世帯 (+143.7%、2.6万世帯) などによるものであり、1980年代に家族の多様化が急速に進んだことがわかる。なお、有子の夫婦世帯の減少が-0.8%に留まっているのは、成人した子供の離家タイミングが遅くなる傾向にあること (巣立ち遅れ現象 (Nesthockerphanomen))、また外国人家族とその関係者の流入によるという (Bundesamt für Statistik 1996 : 26-30, 96)。



出典：Council of Europe 2001 より作成。

図7 合計初婚率・平均初婚年齢・合計離婚率 1960年-2000年

(2) 核家族

いわゆる核家族世帯（有子と無子）の平均同居児数は、1960年の1.4人から1990年の1人まで低下、また無子割合は1960年の30.8%から1990年の41.4%まで上昇した。

さらに有子の核家族世帯のみに限ると平均同居児数は1960年の2.1人から1.8人に低下、まず4子以上家族が、次いで3子家族が減少し、2子、1子家族が増加した結果が現れているという。ちなみに最も増加しているのは1子家族で1990年には全体の43%と、初めて最大グループとなった⁽³⁾。また、このような家族規模の縮小には、有子同棲世帯や母子父子世帯の増加も影響しており、これらのグループでは1子家族が全体の60%を占めている。

(3) 同棲世帯

同棲世帯は1980年から1990年までの間に約3倍に増加した。その大部分は無子に留まっているが、平均年齢は35.3歳で、夫婦世帯の平均年齢47.8歳より明らかに低く、同棲世帯の高い無子割合には年齢の影響もあると思われる（Bundesamt für Statistik 1996：12-13, 96-97）。

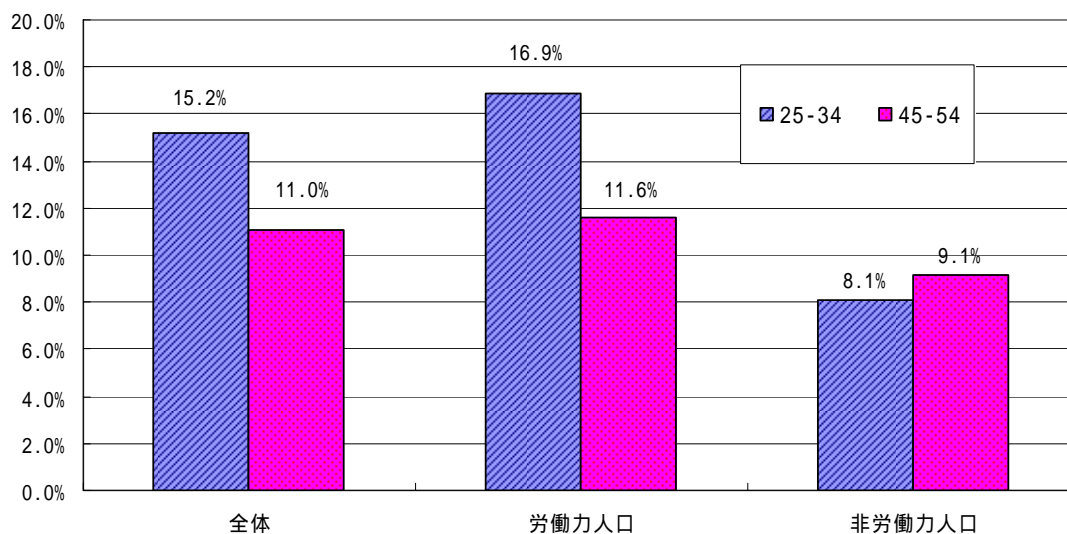
同棲者の配偶関係をみると、男女とも70%近くが未婚だが、約25%は既婚者（別居・離別）で、その他が死別となっており、同棲世帯といっても多様な形態があることがわか

る。しかし、無子と有子の同棲世帯では、前者では未婚が 75% を占めるが、後者では、その比率は 39% まで低下する。また年齢別に、女子で同棲世帯と有配偶世帯に属する者の割合を比較すると、16 歳-19 歳では 50% 近くの女子が同棲世帯となるが、この割合は年齢が上がるについで低下し、25 歳から 29 歳では 20%、30 歳-34 歳では 10% 以下となる。これらの事から考え、スイスでは、同棲のかなりの部分が、結婚前の予備段階としての性格を持つと思われ、子供を持つことを含めた、結婚に変わるライフスタイルとして同棲生活を選択する者は限られているといえよう。

1. 4. 社会経済環境の変化

(1) 高学歴化

1998 年現在の OECD データ (OECD Database 2000) を用いて、25 歳-34 歳と 45 歳-54 歳の女性に占める高等教育終了者 (Tertiary Education) の割合をみると、全体として前者が 15.2% と、後者 11.0% より高くなっており、女性の高学歴化が進行していることがわかる (図 8)。対象を労働力人口のみに絞ると、前者が 16.9%、後者が 11.6% と、女性の高学歴化が労働力化と深く関係していることがわかる。また、これに対し、非労働力人口 (主として専業主婦) では、前者が 8.1%、後者が 9.1% と、むしろ低学歴化している点も興味深い。



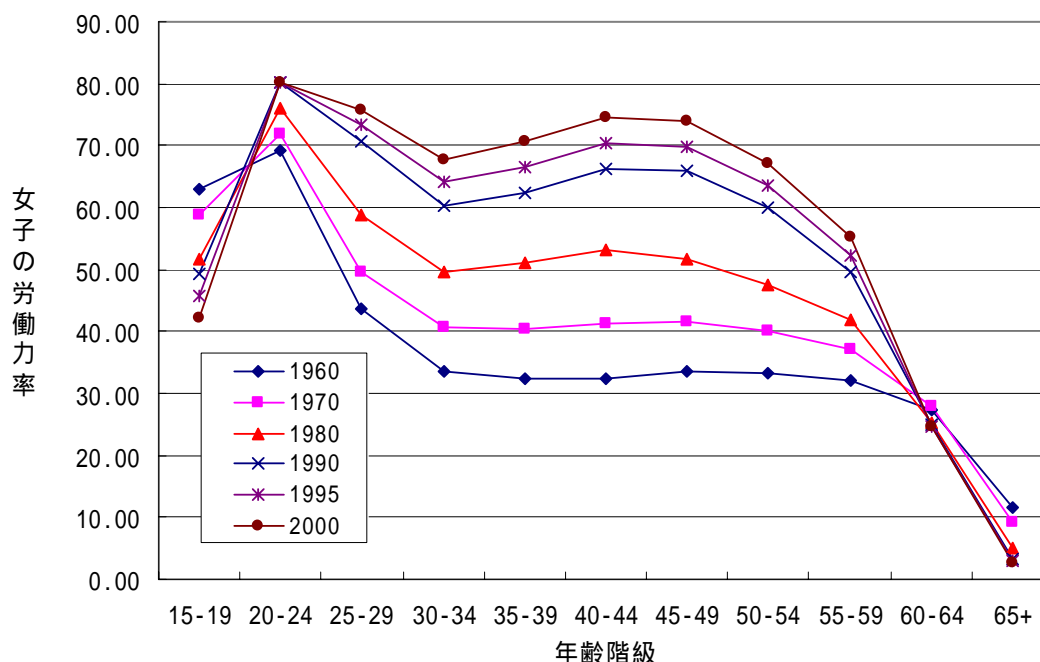
出典：OECD Database 2000 , Education at a Glance より作成。
 *Tertiary Education=ISCED 5A/6, ISCED 5B

図 8 女子の高等教育終了者 (Tertiary Education) の割合 1998年

(2) 労働力率・就業率

ILO のデータ (LABORSTA 2002) を用いて 1960 年から 2000 年までの女子の年齢別労働力率をみると、60.3% と高かった 15 歳-19 歳の労働力率は、高等教育の普及を反映して徐々に低下し、1990 年からは 40% 台となる一方、20-24 歳をピークに 30 歳-34 歳まで低

下していたカーブが上方に膨らみ、40歳-44歳辺りまで70%水準を保つようになってきている。ただし60歳以上の高年齢については、年金制度の充実を反映してか、労働力率はむしろ低下してきてことがわかる。なおスイスでは20歳-24歳のピークが80%と高いものも、2000年現在でも30歳-34歳は70%を切る水準まで下がり、ドイツ・オランダ語圏の中でも、M字型の谷が、まだはっきり残っているという特徴がみられる。



出典：LABORSTA より作成。
*Tertiary Education=ISCED 5A/6, ISCED 5B

図9 女子の労働力率 1960年-2000年

また労働力率同様、女性の就業率(週5時間以上)も、1970年の41.5%から1990年の48.2%へ増加。とりわけ有配偶女性の就業率は31.4%から44.5%へと大きく増加した。また1994年の調査では、子供のいる有配偶女性の50.6%が就業していることがわかった。ただし、このような女性の就業率は、都市と農村部で地域格差が大きいという。

なお女子の就業者の半数以上がパートタイム就業で、男性では、この比率が10%以下である点で大きく異なっている。このため、パートタイム就業者の83%は女性であり、女性就業者の20%は、週の労働時間が12時間以下であるという。

また女子の年齢別就業率も、15-19歳の50%以上から20-24歳の80%まで上昇、その後30-34歳まで60%近くまで低下、再び45-49歳75%まで上昇、50-54歳以降で低下というM字型の分布を示している。しかし、フルタイム就業は、20-24歳で60%とピークに達し、その後は30-34歳の20%レベルまで低下、以降は55歳から59歳まで、ほぼその水準に留まるといふ。女子のパートタイム比率は子供の有無やその年齢によっても異なっており、全体では55.3%だが、子供なしでは41.8%と低く、15歳以下の子供ありでは79.1%、15-24歳までの子供ありで73.8%となっている(いずれも1994年の調査)。

このように、スイスでは家族を持つかどうか(子供を生むかどうか)の決断は、多くの女性にとって、仕事や就業上のキャリアに直接関係するといえよう (Bundesamt für Statistik 1996 : 30-36, 106-110)

2. 家族政策の動向

2.1 家族政策の社会的背景と基本的な考え方

スイスは、家族政策に関して極めて消極的な国として知られており、まだ「家族政策の胚胎期 (embryonic family policy)」にあるという (Fux 1997:348)。

このような家族政策の遅れの背景には、スイスの自由主義的伝統、この国独特の(カントンに基づく)連邦制、直接民主主義などの、政治システムの特殊性、また地域ごとに異なる民族性が挙げられる。

このため、社会保障や社会政策に関する民法上の規定があったとしても、実際の運用(たとえば児童・家族控除など)は、それぞれ自治権を持つ26のカントんに委ねられており、その内容は大きく異なる。また家族生活と重要な関係を持つ学校教育などについても、各カントンが非常に強い権限を持っている。とりわけ、各カントンごとの違いは、ドイツ、フランス、イタリア語圏の各地域で、また農村部のカトリック地域と都市部の自由主義地域の、歴史的な対立関係によって、大きく左右されるという。

歴史的にみると、スイスの家族政策の第1発展期は19世紀の後半頃にあり、この頃から民法上の関連法規に関する議論が始まったという。まず、婚姻法の規定が変えられ、伝統的な家父長制度が廃止され、大部分の婚姻禁止事項が排除された。そして、この婚姻法が1876年のものに引き継がれ、1909年にはさらに近代化された。とりわけ相続法や税法が改善され、累進課税の導入を通じて、家族持ちと独身者の不平等が解消された。同様に義務教育の導入や、妊婦や児童の法的保護(工場法)が条文化された。

この後、出生力の低下と大恐慌による世界的経済危機を背景に、1930年から1945年にかけて、家族政策の第2発展期に入る。家族の経済的保護(Familienschutz)が取り上げられ、連邦憲法の34条に家族条項が盛り込まれ、これが今日においても唯一の成果として残っている。この条項により連邦政府は、家族手当、住宅補助、妊産婦保険などに関して国家レベルでの権限を持つようになった。しかし実施レベルの規定制定は妊産婦保険を除き、各カントンに委ねられた。

連邦憲法に家族条項が盛り込まれた1945年から1965年にかけて、各カントンで家族手当法が制定されたが、その内容は大きく異なり、とりわけフランス語地域では他の地域より家族手当が手厚くなった。また、家族手当の財源も、カントンやコミュニオン、私的機関(家族保障金庫 Familienausgleichskasse)など、まちまちであった。このため、農業労働者や弱小農業者を除き、連邦政府による財政支援は十分ではなく、連邦政府は各カントンの家族政策関連法規の調整に努めたが、あまりうまく行かなかったという。

家族政策の第3発展期は1970年代後半から始まる。これには、いわゆる「第二の人口転換(the second demographic transition)」ともいうべき、出生減退、離婚の増加、同

棲の増加などの家族状況の変化が関係しているという。1980年代にスイスの保守的勢力は人工妊娠中絶の自由化に反対し戦ったが、1985年の国民投票で敗北した。しかし、この過程で財政補助など家族に対する支援を強く支持するようになった。

この結果、保守政党（キリスト教民主党、国民党）は、家族政策へのロビー活動を強化し、この関連から、憲法の「平等権」条項（1981年）、養子法（1978年施行）、児童関連法（1978年施行）、家族及び婚姻財産権法（1986年）などを推進した。また保守派は1988年に家族に対する税控除を議会で可決し、これが1990年以降拡張されるようになった。一方、これに対し、左翼勢力（社会民主党）は、社会保障制度の統一化や女性差別の撤廃などに力を入れ、主として年金制度改革、とりわけ、これにかかわる既婚女性の法的地位の向上に取り組んだ。

ただ、スイスでは家族政策に取り組む政治勢力は、多かれ少なかれ保守的傾向にあり、家族政策関連法の現代化を進めるという点ではコンセンサスはあるものの、基本的には、社会保障制度を国家レベルで統一化する、いかなる試みにも反対する傾向にあるという。

2. 2 家族政策の手段と規定

2. 2. 1 経済的負担の軽減

（1）家族手当（Familienzulagen）

家族手当は社会保障の一部として位置づけられているが、実際には所得補償としてではなく、所得援助として機能している（従って、仕事を辞めた場合には、通常、家族手当もなくなる）。（Familienpolitik in der Schweiz 1999）

この家族手当は連邦法により統一的に規定されたものでなく、各カントンごとに立法化されており、その金額や受給条件は、それぞれ大きく異なる。なお年間の家族手当支出規模は、総額で約40億スイスフラン（1スイスフラン=66円として2640億円、以下同様に換算）であるという。連邦による家族手当の対象者は、小規模農家、農業労働者、連邦職員で、カントンによる家族手当の対象者は、労働者、カントン及び地域自治体の職員、農業以外の自営業（9カントンのみ、一定の所得制限あり）、非就業者（4カントンのみ、一定の条件を満たす場合のみ受給可能）とされており、カントンレベルの方が対象範囲が広い。

なお1992年に連邦法に基づく児童手当（最低、月200スイスフラン：13200円）案が議会に提案され、ようやく1998年11月に可決されたが、連邦予算の合理化規定の関係で、その実施は2001年まで見合わせる事となった。

（2）税制上の配慮

現状の税制は累進課税の関係で、共稼ぎの非婚同棲カップルより、共稼ぎ夫婦が不利になる欠点があるという。また子供の養育費控除は全く認めれていない。これらの欠陥も含め、家族関連税制の見直しと図るための調査委員会が設立され1999年末までに報告書がまとめられる予定となっている。

(3) その他

老人介護、遺族補償、障害者介護、就業補助、失業保険においては、家族状況、とりわけ、子供の養育状況が考慮されており、1997年から施行された改正では、婚姻期間中の所得の分割、教育・養育費用の算定、未亡人・18歳未満の子供への年金が認めれた。

医療保険については、1996年の保険法の改正で、年齢、性別、加入期間にかかわらず、すべての成人の頭数に応じて、保険料の支払い額が割増されることになり、これが低所得の有子家庭にとって大きな負担となっているという。地域・カントンによっては、この割増に対する補助金を出しているところもある。

母子父子家庭や子沢山の若い家族などが最終的に頼れるのは、生活保護(Sozialhilfe)だが、これについても地域・カントンごとに規定が異なるという。

2.2.2 労働関係の施策

(1) 母性保護

就業女性の母性保護は、異なる法律により個別に規定されている。

スイスの労働法は、分娩後8週間を就業禁止としおり、医師の証明があれば、この期間を6週間に短縮できる。なお休業期間中の賃金補償についての規定はなく、基本的に労使の交渉に委ねられている。一般的には「ベルンスカラ(Berner Skala)」という最低補償の慣習があり、(就業期間3ヶ月以上で)3週間は通常賃金の100%が保障されるという。また8週間以上休業することも法的には可能だが、原則的に無給である。

ただし健康保険法により16週間(最低8週は分娩後)にわたり、賃金の80%が給付されることになっている。また妊娠期間中と産後16週については労働契約権上、解雇が禁止されている。

(2) 育児休業

連邦レベルでの育児休業制度は、まだないが、子供が8歳になるまでパートタイム就業を行う権利が保障されている。

(3) 養子休暇

統一的な法律はないが、個々の労働契約上、一定の年齢以下の養子をもろう場合に、一定期間の有給休暇が認められるという。

2.2.3 保育・育児サービス

保育・育児サービス分野は、完全に各カントン、コミュニティに委ねられており、多くの場合、保育園やデイケア、児童ホームなどの私的機関が公的補助金を受け実施している。いずれにせよ需要に対し供給が不足しているという。

3. スイスの出生動向と家族政策の特徴

(1) 出生・家族動向の特徴

スイスは、永世中立国という特殊性もあり、他のドイツ・オランダ語圏諸国より人口統計データがよく保存されており、歴史的な出生力の変動を観察する上で興味深い事例となっている。

スイスも、他のドイツ・オランダ語圏諸国と同様、いわゆる出生力転換は19世紀中頃から始まり、1930年代中頃までに人口再生産水準を下回るレベルまで進行しており、婚姻により出生力をコントロールする社会から、配偶者内の出生抑制と家族計画により子供の数が決定される社会への移行は、すでに第二次大戦前に定着していたといたとされる。しかし、その後、スイスの場合は、1938年から1970年代初めまで、約40年間の長期にわたるベビーブーム(a forty-year baby boom)が観察されている。このベビーブームの継続性は、永世中立国の地位により第二次世界大戦の戦火を免れたことによると思われるが、戦前戦後の出生力の上昇カーブは、他のドイツ・オランダ語圏諸国と近似している。つまり、逆にいえば、他のドイツ・オランダ語圏諸国で観察された戦前・戦後の二つのベビーブームも、ナチス・ドイツの影響や戦後の経済復興といった政治経済的要因とは独立した固有の出生力変動パターンに沿ったものであった可能性が考えられる。

さらに、このスイスの約40年間にわたるベビーブームを19世紀中頃から始まった長期の出生力変換の中で眺めると、4人以上の高出生力水準から近年の再生産水準を下回る超出生力水準へと向かうプロセスにおける『予想外で説明不能な歴史的例外期間』(a sort of historical anomaly of great magnitude, as unexpected as it is unexplained)と捉えることもできるという (Calot 1998: 77)。

また、この点で興味深いのはスイスの完結出生児数の動向で、1908年生まれの女性の2.00人から1918年生まれの2.22人まで上昇、以降1933年生まれの2.20人まで高い水準で推移しており、合計特殊出生率でみた戦前から戦後にかけてのベビーブームに、ほぼ完全に呼応している。つまり、他のドイツ・オランダ語圏諸国とは異なり、スイスの場合は、戦前の、出生の前倒しによるタイミング効果がなかったことがわかる。

1960年以降の動きは、他のドイツ・オランダ語圏諸国とほぼ同様で、1964年の2.68人をピークに、1978年の1.51まで急速に低下、その後は1.5前後で推移、1990年代初めに1.58まで一時回復、1993年以降は再び低下傾向に転じ、2000現在は1.50という水準にある。ただし、1990年代初の一時的回復期は、旧西ドイツ地域の場合などとは異なり、格別な家族政策上の変化があった訳ではなく、ここでも出生力動向の興味深い相似性が観察できる。

また1964年から始まった急速な出生力低下では、完結出生児数の明らかな低下や、第3人以上の有配偶出生児数の減少による「大家族の消滅」が起きていること、また1974年頃から平均初婚年齢・出生年齢が上昇し始め、晩婚晩産化が進むとともに婚姻率が低下、無子割合が上昇していったことなど、前稿(原 2000b/2001b)で紹介したドイツやオーストリアと共通する傾向がみられる。

なお、スイスの婚外出生割合は1980年代から同様の増加とともに急速に高まり2000年現在10.7%となっているが、他のドイツ・オランダ語圏諸国(旧西ドイツ地域 17.7%

(1999)、旧東ドイツ地域 49.9%(1999)、オ・ストリア 39.9%(2000)、オランダ 24.9%(2000)よりは、遙かに低い水準に留まっており、結婚・出産規範の強さがうかがえる。

世帯の変化では、夫婦のみ世帯、母子父子世帯、有子同棲世帯などによる家族世帯数増加や、有子の夫婦世帯での、成人した子供の離家タイミングが遅くなる傾向(巣立ち遅れ現象)、外国人家族とその関係者の流入などが報告されており、1980年代に家族の多様化が急速に進んだという。また、ドイツ、オ・ストリア同様、核家族世帯の平均同居児数が低下し、1990年ごろまでには無子世帯や1子世帯が多数派を占めるようになり、家族規模の縮小が続いている。スイスでも同棲世帯は増加しているが、その配偶関係は多様であり、また、同棲世帯の有子比率は低く、女子の同棲率は年齢が高くなるにつれて低下する傾向がみられ、ここでもドイツ、オ・ストリア同様、同棲のかなりの部分が、結婚前の予備段階(あるいは離婚後の事後形態としての性格を持っていると考えられる)。

一方、少子化の背景として重要視されている女性の高学歴化や就業率の上昇に関しても、ドイツ、オ・ストリアと共通する部分が見られるが、高学歴化については、女子の非労働力人口(主として専業主婦)で逆転現象が起きていること、女子の年齢別労働力率にM字型の谷が、まだはっきり残っていること、有子女性のパートタイム比率が極めて高いことなど、保守的傾向が感じられる。

(2) 家族政策の特徴

スイスの家族政策は、この国の自由主義的伝統、独特の(カントンに基づく)連邦制、直接民主主義などの、政治システムの特異性、また地域ごとに異なる民族性などの関係から、前稿(原 2000b/2001b)で紹介したドイツやオーストリアとは大きく異なり、極めて消極的なものとなっている。

このため、家族手当にも連邦法により統一的に規定されたものはなく、また子育てに関する税制上の配慮も極めて弱い。労働関係の施策も、他のドイツーオランダ語圏諸国の中では脆弱で、母性保護面で若干の改善はみられるものの、育児休業などについては大きく出遅れている。保育・育児サービスについても、基本的に各カントン、コミューン、民間団体に委ねられており、育児と仕事の両立をめざす連邦レベルでの取り組みは、全く顕在化していないといえる。

このような家族政策上の遅れには、確かにスイスの政治制度の特異性が強く作用しているが、その一方、同棲・婚外出生割合が低い水準に留まっていること、女子の年齢別労働力率にM字型の谷がはっきり残っていること、有子女性のパートタイム比率が極めて高いことなど、この国の結婚ー子育て規範の強さや、性別役割分業に対する保守的傾向が強く反映されているとも考えられる。

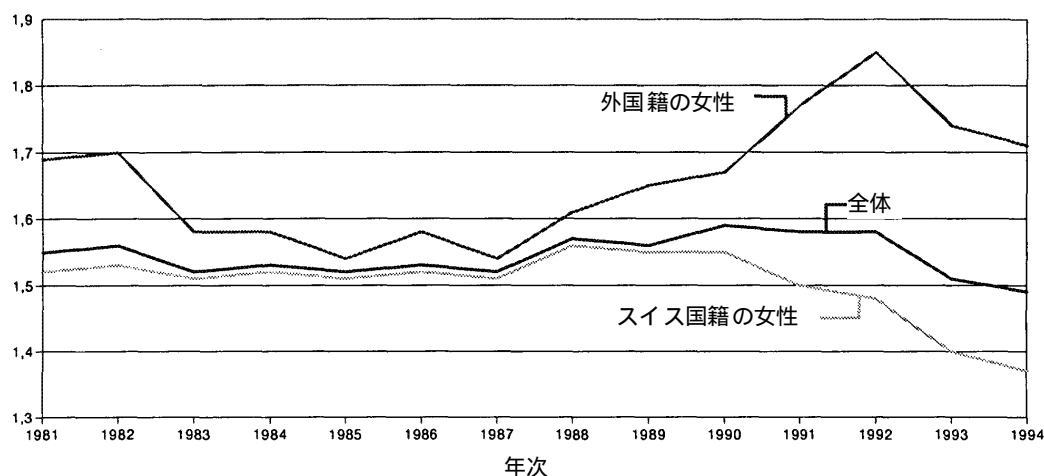
おわりに

本稿では、スイスの出生動向と家族政策について報告した。出生動向については、今後、ドイツや、スイス、オランダなどと、より厳密な比較を行なう予定であり、そのような作業を通じて、スイスの特徴をより明確に抽出できればと考えている。またスイスについて

は、長期にわたる詳細な人口学的データが利用可能であることがわかり、別途、出生力の長期変動に焦点を合わせた研究を進めることを検討している。

註

(1) 1980年代から1990年代初頭に掛けての合計出生率の動きをスイス国籍と外国籍に分けると、前者が一貫して後者より低い水準にあること、また1988年以降、明らかに長期的な低下傾向を示しているのに対し、後者は逆に、1988年から1992年かけ急速に上昇、その後、低下傾向を見せているものの、両者の乖離が大きくなっていることがわかる(図10)。



出典：Bundesamt fuer Statistik 1996 p.98

図10 スイスの国籍別・合計特殊出生率

(2) このような高い初婚年齢や低い婚姻率は18世紀から19世紀頃にも経験したことがある。たとえば、ジュネーブでは18世紀前半生まれの男性の25%から30%が生涯独身であった。また1850年頃のルツェルンでは、普通婚姻率が人口1000人あたり3.8まで低下、平均結婚年齢も男性32歳、女性29歳と、ほぼ現在と同じ水準まで上昇したという(Bundesamt fuer Statistik 1996: 12)。

(3) ただし、結婚年齢や第1子出産年齢の上昇にもかかわらず、第1子出産後30ヶ月以内に半数以上の女性が第2子を出産しており、夫婦の出生行動パターンは、2、3歳の出生間隔で二子家族を形成するという理想を強く志向しているという。

参考文献

JOICFP(ジョイセフ)、2002、『世界と人口』、(財)家族計画国際協力財団、339:40
 原 俊彦、2000a、「第二部 地域・言語圏別研究 第1章 ドイツ語圏諸国」、『先進諸

- 国の少子化動向と少子化対策に関する比較研究』、厚生省科学研究費 平成 11 年度報告書(課題番号 H11-政策-008)、平成 12 年 3 月、p.87-224
- 原 俊彦、2000b、「ドイツの出生動向と家族政策」『北海道東海大学紀要人文社会科学系』北海道東海大学国際文化学部、13:149-175
- 原 俊彦、2001a、「第 2 部 地域・言語圏域別研究 第 1 章ドイツ語諸国」『厚生省科学研究補助金報告書 先進諸国における少子化の動向と少子化対策に関する比較研究』国立社会保障・人口問題研究所、平成 12 年度報告書(課題番号 H11-政策-008)、2:5-159
- 原 俊彦、2001b、「オーストリアの出生動向と家族政策」『北海道東海大学紀要人文社会科学系』北海道東海大学国際文化学部、14:141-165
- Bundesamt für Statistik, 1996, Bevölkerung und Gesellschaft im Wandel-Bericht zur demographischen Lage der Schweiz, Bern
- Calot, G., 1998. Two Centuries of Swiss demographic history Graphic album of the 1986-2050 period, Swiss Federal Statistical Office(SFSO)
- Council of Europe, 2001. Demographic Development In Europe 2001.Council of Europe. (CD-ROM)
- Confoederatio Helvetica, 2002, die Bundesbehörden der Schweizerischen Eidgenossenschaft,
<http://www.admin.ch/cp/d/3698C828.487A@mbox.gsejpd.admin.ch.html>
- Familienpolitik in der Schweiz,1999,
<http://www.bsv.admin.ch/blind/fam/grundlag/d/politik.htm>
- Fux, B., 1997, Switzerland: the Family Neglected by the State, in F.-X. Kaufmann u.a.(ED),1997, Family Life and Policies in Europe, Vol. I Structure and Trends in the 1980s, pp. 349-293
- LABORSTA , 2002, Economically Active Population Estimates and Projections: 1950-2010, the ILO Bureau of Statistics, <http://laborsta.ilo.org/>
- OECD Database, 2000. Education at a Glance. OECD Publications (CD-ROM)
- The Clearinghouse on International Developments in Child, Youth and Family Policies at COLUMBIA UNIVERSITY, 2002.[<http://www.childpolicyintl.org>]